

「犬猫の飼い主さがしノート」の利用について【譲り受け】

「犬猫の飼い主さがしノート」は、事情があって飼養困難となった犬や猫を譲りたい方と、新たに飼い主になりたい方との情報交換を振興局が支援する仕組みで、犬猫を譲りたい方が、自宅で飼養しながら譲渡先を探すものです。

犬・猫を新たに飼養したい方は、振興局の環境生活課に対して、譲りたい方の連絡先の開示を申込み、新たに飼養したい方と譲りたい方が直接やりとりします。

利用上の注意

- ・掲載されている犬・猫は、現在、飼い主のもとにいます。
- ・情報は飼養者の責任で公開されており、振興局がその内容を保証するものではありません。
- ・振興局が譲渡を約束するものではありません。
- ・譲渡に関する協議は、「現在の飼い主」と「譲受け希望者」の当事者同士で行ってください。
- ・譲渡時及び譲渡後に発生したトラブルについて、振興局は関与しません。

利用することができる条件

- ・上記、利用上の注意をご了承いただき、譲渡までの手続きをご理解いただける方
- ・情報開示申込書や誓約書とともに、本人確認書類を提出できる方
- ・ペットの飼育が可能な生活環境にある方

譲渡までの流れ

① 情報開示申込

下記連絡先に事前連絡のうえ、「情報開示申込書」に必要事項を全て記入し、提出(持参、郵送、メール)してください。現在の飼い主さんの個人情報をお伝えする必要があるため、事前連絡がない方の対応はできません。

<申込先>	〒085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2-54 釧路総合振興局保健環境部環境生活課 (平日、9 時~17 時) TEL:0154-43-9155 FAX:0154-41-2703 E-mail:kushiro.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
<必要書類>	・情報開示申込書 ・本人確認書類(運転免許証など、住所と氏名が分かるもの) ・「ペット飼育可」を証明する書類(賃貸住宅の方のみ)

② 飼い主の情報開示

現在の飼い主の連絡先開示の可否を確認したうえで、現在の飼い主の連絡先を開示します。
(振興局でお手伝いするのはここまでです。)

③ 飼い主と譲渡について調整

譲受け希望者から現在の飼い主に連絡をとり、譲渡に関する条件や日時等を、当事者同士で調整してください。

譲渡前の対面などを希望する場合は、直接、現在の飼い主に相談してください。

④ 動物の譲り受け

調整した譲渡条件のとおり、現在の飼い主から動物を譲り受けてください。